

京都大学基礎物理学研究所図書室利用規則

制定 昭和 28 年

改正 平成 10 年 5 月

改正 平成 15 年 12 月

改正 平成 16 年 4 月

改正 平成 18 年 1 月

改正 平成 19 年 3 月

改正 平成 30 年 2 月

1. 図書室の運営管理

- (1) 当研究所から選出された図書委員によって図書委員会を構成し、図書室運営について協議する。必要に応じて京大内の研究所からも委員を加えることがある。

2. 開室時間・閉室日

- (1) 図書室は下記の場合を除き、原則として 9 時から 17 時まで開室する。
 - ・ 12 時から 13 時まで窓口業務を休止する。
 - ・ 本学創立記念日、土曜日、日曜日、祝・休日、本学の定める夏季一斉休業日及び年末年始。
 - ・ 毎月末日は、図書整理のため閉室する。(末日が休日の場合はその前日)
 - ・ その他、必要に応じて臨時閉室することがある。

- (2) 所員、研究員は、時間外の入室ができる。

3. 利用者の資格

- (1) 所員、研究員及びそれに準ずる者。(協議員、運営委員、研究部員、当研究所が受け入れた研修員及び研究生並びに院生、当研究所の研究会参加者)
- (2) 当研究所の図書閲覧票を持つ者。閲覧票の発行は申し出に基づき、図書委員会の審議を経て可否を決定する。通用期間は年度内。
- (3) 京都大学図書館利用証あるいは、本学の学生証・職員証を持つ者。
- (4) 一般利用者については、閲覧を目的とする場合、申し出により図書室を利用することができる。

4. 閲覧

- (1) 閲覧は所定の場所で行うこととする。
- (2) 図書の利用に供するために、図書目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。
- (3) 資料のうち、書庫に所蔵する資料及び湯川記念室に所蔵する資料については、それぞれの所定の手続きを経て閲覧することができる。
- (4) 閲覧の制限について
 - (一) 当該資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号。以下「情報公開法」という。)第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分

(二) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間

(三) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は資料が現に使用されている場合

5. 貸出返却

(1) 雑誌

原則として貸出不可。但し必要な場合は、即日返却を条件として室外への持ち出しを認める。

単行本

- ・ 所員、研究員およびそれに準ずる者（基礎研名誉教授を含む） 1ヶ月
ただし、研究会参加者は研究会期間中とする
- ・ 京都大学図書館利用証・本学の学生証または職員証・
所属部局図書館室発行の相互利用書を持つ者（基礎研の所属以外） 2週間
- ・ 閲覧票による利用者 2週間

(2) 閲覧票、京都大学図書館利用証、相互利用書による所外への持ち出しの場合は、いかなる場合も掛員に申し出て、必要な手続を取ること。

(3) 利用者は貸出期間を厳守しなければならない。貸出規則に違反した者は、1年間の貸出を停止し、閲覧票は回収する。なお、その旨を図書室内に掲示するものとする。

6. 利用停止

(1) 他の利用者に迷惑を及ぼした者またはそのおそれのある者に対して、退室を命じ、または入室を拒否することがある。

7. 個人情報の漏えい防止のために必要な措置

(1) 図書室は、所蔵する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(一) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限

(二) 当該資料に記録されている個人情報に対するアクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置

(三) 図書室の職員に対する教育・研修の実施

(四) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

8. 雑則

この規則に定めるものの他、図書室管理運営に関し必要な事項は、図書委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。